

無期転換制度と均衡待遇の実務対応

～待ったなし！ 企業対応と想定されるリスク～

主催 (一社) 三田労働基準協会 (幹事)・(一社) 品川労働基準協会
渋谷労働基準協会・(一社) 大田労働基準協会・(一社) 新宿労働基準協会
(一社) 池袋労働基準協会・王子労働基準協会・向島労働基準協会

パートタイム・アルバイト・契約社員など雇用期間が定められている社員で、契約更新を繰返して通算5年を超える者に対しては、労働契約法に基づく無期転換制度へ向けて早急な対応と社内制度の見直しが求められています。

平成30年4月以降無期転換権が発生するため、企業では個々の有期社員の現在の労働条件を確認し、仕事の内容、人材活用方法とともに、無期転換の役割やその後の処遇などを明確化しなければなりません。制度の導入手順や的確な運用方法など、実務のポイントを気鋭の弁護士が解説します。併せて、労働契約法第20条に関する最近の裁判例を踏まえた実務対応について、同一労働同一賃金の動向も含めて解説します。

- 1 日時 平成29年3月21日(火) 13:30~16:00 (開場・受付は13:00~)
- 2 会場 一般社団法人三田労働基準協会 1階研修センター
港区芝4-4-5 三田労働基準協会ビル(裏面案内図参照)
- 3 講師 中山 達夫 弁護士(中山・男澤法律事務所)
- 4 内容
 - ・無期転換制度の法律知識(無期転換の要件、無期転換の効果、無期転換の例外)
 - ・無期転換申込制度の実務対応(有期社員の実態把握、方針の決定、就業規則の整備)
 - ・均衡待遇の実務対応(契約法20条の考え方、最新裁判例、均衡待遇の実務対応)
- 5 受講料(消費税・資料代含む) 協会会員 5,000円 それ以外の方 6,000円
- 6 定員 34名
- 7 申込方法等
 - ①受講申込:裏面「申込書」により、三田労働基準協会あて Fax(03-3451-7692)して下さい。
 - ②申込受付と受講料振込:受講可能な場合は受講番号を記入のうえ「受講票」として申込担当者に Fax 返信いたします。受講料は受講票到着後2週間以内(到着から3月14日まで2週間ない場合は3月14日(火)まで)に次の銀行口座にお振込み下さい(振込手数料はご負担願います)。

- | | | | |
|---------------------------------------|-----------------|--------|--------------|
| ・銀行名 | 三菱東京UFJ銀行田町支店 | ・口座番号 | 普通預金 0397963 |
| ・口座名義 | 一般社団法人 三田労働基準協会 | ・名義人住所 | 東京都港区芝4-4-5 |
| ・振込人名の前は、講習会の月日を記入下さい(例 0321 〇〇カイシャ等) | | | |

③受講の取消:3月14日(火)までの取消しは受講料を全額返還いたします(振込手数料はご負担願います)。それ以降の取消しは返還できませんので予めご承知おき下さい。

④受講者は、Faxされた受講票を当日持参し受付にご提出下さい。

- 8 問合先 (一社) 三田労働基準協会 港区芝4-4-5 URL <http://www.mita-roukikyo.or.jp>
電話:03-3451-0901 FAX:03-3451-7692